

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	船員保険の医療費適正化に必要な経費	事業開始年度	昭和14年度	作成責任者		
担当部局庁	年金局	担当課室	事業企画課	事業企画課長 宮本		
会計区分	船員保険特別会計	上位政策	船員保険の医療費適正化に必要な経費			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	船員保険法第57条の2、第57条の3	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被保険者等に健康に対する認識を深めさせることにより保険財政の健全化を推進するため、医療費通知を実施している。また、医療費適正化を図るため、レセプト点検を実施している。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	医療費通知については、船員保険の被保険者等に対し、医療費の額等を通知する。また、レセプト点検については、レセプトを調査し、船員保険の資格が無い者が受診していないか及び過剰な診療を行っていないか等を点検し、防止する。					
実施状況	日本年金機構の設立日である平成22年1月をもって船員保険特別会計は廃止となり、引き続き全国健康保険協会にて実施。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	25	63	69	-	-
	執行額	-	-	29		
	執行率	-	-	41.82%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	当該支出は、法に基づき、船員保険の医療費適正化のために支出されるものである。				
	見直しの余地	引き続き、船員保険の適正な医療費事務に努める。 なお、日本年金機構の設立日である平成22年1月をもって船員保険特別会計は廃止となり、引き続き全国健康保険協会にて実施。				
予算チームの監視・所見率化	平成22年1月以降は全国健康保険協会において実施しているため、21年度をもって終了。					
補記						

厚生労働省(社会保険庁)
4百万円

(船員保険の診療報酬明細書の抽出業務)



社会保険診療報酬支払基金

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるように
 記載)

A.社会保険診療報酬支払基金			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	船員保険の診療報酬明細書の抽出業務	4			
計		4	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0